

HSBC プレミア・ファミリー・アカウント規定

HSBC プレミア ファミリー・アカウント規定（以下「本規定」といいます。）は、HSBC プレミア・アカウント（以下「プレミア・アカウント」といいます。）をお持ちのお客様（以下「主口座名義人」といいます。）の配偶者もしくは満20歳以上25歳以下のお子様（以下「家族構成員」といいます）が、当行国内支店において開設するプレミア・アカウント（以下「ファミリー・アカウント」といいます。）で行う取引について、当行の取扱いを記載したものです。

第1条 規定の趣旨

- (1) 本規定はファミリー・アカウントにおける取引に関して HSBC プレミア・アカウント一般取引規約を補足するものとします。
- (2) ファミリー・アカウントの開設は、主口座名義人と家族構成員が、本規定ならびに HSBC プレミア・アカウント一般取引規約およびその他の関連規定を承認のうえ、当行に申込があった場合に限り、取扱います。

第2条 ファミリー・アカウントの開設

- (1) ファミリー・アカウントは、当行所定の方法で、主口座名義人と家族構成員がその開設に合意したときに限り、開設することができるものとします。なお、家族構成員以外の主口座名義人の家族は、ファミリー・アカウントを開設することはできないものとします。
- (2) ファミリー・アカウントは、その開設時を基準時点として、主口座名義人のプレミア・アカウント（以下「プライマリー・アカウント」といいます。）において、当行所定の基準を満たしているときに限り、開設することができるものとします。
- (3) 主口座名義人とその配偶者がともにプレミア・アカウント保有者である場合は、当行所定の手続きにしたがって、そのプレミア・アカウントのどちらかをプライマリー・アカウントに、もう一方をファミリー・アカウントに指定することができるものとします。
- (4) ファミリー・アカウントに預入れ可能な資金は、家族構成員の資金に限ります。万一、当行が主口座名義人または第三者の資金が預入れられた可能性があるかと判断した場合、当行は、家族構成員、主口座名義人または第三者への通知を要することなく、関連当局に借名口座として報告し、または、当該口座の取引を停止するなど、当行が必要と考える措置をとることができるものとします。当行は、この措置によって家族構成員、主口座名義人または第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- (5) 主口座名義人または家族構成員に関する当行への届出事項に変更（死亡、離婚等）があった場合、主口座名義人または家族構成員のどちらかが、当行所定の方法で当行に通知するものとします。当行は当該通知の前に行われた取引から生じるいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

(6) ファミリー・アカウントにおける取引は、家族構成員のみが実行することができるものとします。

(7) ファミリー・アカウントに関する取引明細書およびその他の通知は、家族構成員届出住所に郵送します。

第3条 インターネットバンキング取引

家族構成員は、HSBC インターネットバンキングによって、ファミリー・アカウントにおける取引を行うことができます。ファミリー・アカウントにおける HSBC インターネットバンキング用のワンタイム・パスワード生成機は、ご請求に基づき、家族構成員に対して交付します。

第4条 テレフォンバンキング取引

家族構成員は HSBC プレミア テレフォンバンキングによって、ファミリー・アカウントにおける取引を行うことができます。

第5条 クレジットカードの発行

(1) 家族構成員はファミリー・アカウントにおいて、HSBC プレミア クレジットカードを申込みることができるものとします。当行が所定の審査により承認した場合、家族構成員に対して HSBC プレミア クレジットカードを発行します。

(2) ファミリー・アカウントでは、家族会員用に発行するクレジットカード(家族カード)は発行しません。

第6条 口座維持手数料

プライマリー・アカウントで口座維持手数料が課される場合であっても、ファミリー・アカウントでは口座維持手数料は課されないものとします。

第7条 ファミリー・アカウントの終了

(1) 主口座名義人の子供である家族構成員が満26歳に達した場合、当該家族構成員はそれ以降ファミリー・アカウントとしてプレミア・アカウントを保有することはできないものとします。この場合、当該プレミア・アカウントは自動的に通常のプレミア・アカウントに変更され、当行が随時所定する基準を満たされなければ、口座維持手数料が課されます。当行は、かかる取引形態の変更について、速やかに当該家族構成員に通知するものとします。

(2) 主口座名義人について、本規定第2項2条に規定の基準を相当期間継続して満たさないこととなった場合、当行は、任意の時期に当行所定の方法、手続きによりファミリー・アカウントにおける取引もしくはサービスの利用を中止、制限、もしくは停止し、または、ファミリー・アカウントを解約することができるものとします。当行は、この措置のよって家族構成員、主口座名義人または第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

- (3) 主口座名義人が死亡した場合、各家族構成員は、当該死亡後1ヶ月以内に当行に通知するものとします。それ以降、各家族構成員は、ファミリー・アカウントとしてプレミア・アカウントを保有することはできないものとします。この場合、当該ファミリー・アカウントは自動的に通常のプレミア・アカウントに変更され、当行が随時所定する基準を満たされなければ、口座維持手数料が課されます。
- (4) 主口座名義人が家族構成員と離婚した場合、主口座名義人および当該家族構成員は、当該離婚の日から1ヶ月以内に当行に通知するものとします。それ以降、当該家族構成員は、ファミリー・アカウントを保有することはできないものとします。この場合、当該ファミリー・アカウントは自動的に通常のプレミア・アカウントに変更され、当行が随時所定する基準を満たされなければ、口座維持手数料が課されます。
- (5) プライマリー・アカウントが解約された場合、当該家族構成員はそれ以降ファミリー・アカウントを保有することはできないものとします。この場合、当該ファミリー・アカウントは自動的に通常のプレミア・アカウントに変更され、当行が随時所定する基準を満たさなければ、口座維持手数料が課されます。
- (6) 主口座名義人または家族構成員のどちらかが、当行所定の書類を提出することによって、プライマリー・アカウントとの関係においてファミリー・アカウントの終了を希望する旨を当行に通知した場合、当該ファミリー・アカウントは自動的に通常のプレミア・アカウントに変更され、当行が随時所定する基準を満たされなければ、口座維持手数料が課されます。当行は、かかる取引形態の変更について、速やかに当該家族構成員または主口座名義人に通知するものとします。